

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う等地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度の政府予算や地方財政対策及び地方税制検討にあたっては、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年度補正予算にとどまらず、感染状況や地方自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても国の責任において十分な財源を確保すること。
- 2 頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するために必要な予算の確保、補助対象事業の拡大等に努めるとともに、3か年緊急対策後においても、防災・減災と併せ、引き続き取り組みの促進を図るための必要な措置を講ずること。
- 3 感染症対策、防災・減災はもとより、社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方財源の充実を図ること。地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 4 市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税について土地・家屋・償却資産を問わず、制度の根幹に影響する見直しは、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣、
地方創生担当大臣